資料 1-2

集合訴訟の諸類型について

集合訴訟には、オプト・イン型、オプト・アウト型などがあり、両者を併用 することも考えられる。

集合訴訟において、責任原因などの共通争点についての判断と、個々の消費者の損害賠償額等の個別争点についての判断を分けて二段階とし、共通争点について集合的に審理を行う方式を採用することも考えられる。二段階方式については、フランス・ブラジルの海外調査の報告を踏まえて、集合訴訟の論点整理において検討する。

なお、長所・短所については、「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会」での議論や海外制度の評価などをあくまでも参考に挙げたものであるが、オプト・イン型、オプト・アウト型に分類される制度においても多様な制度があり、これらに限られる趣旨ではない。

長所、短所として更に挙げられるものがあるが、御議論いただきたい。

1.オプト・イン型について

(1)長所

- 1. 権利を有する者自らがその権利を行使するという、民事訴訟の基本 理念に合致するのではないか。
- 2. これまでの我が国の訴訟手続と親和性が高いのではないか。
- 3. 既存法制度との整合性がとりやすいのではないか。
- 4. オプト・インがあることで、個々の消費者を特定することができる のではないか。
- 5. 個々の消費者の個別の事情を考慮することが可能なため、それぞれ の消費者に応じた損害額を認定することが可能なのではないか。
- 6. 個別訴訟に比して、個々の消費者の訴訟に関する負担(証拠収集の 労力、弁護士費用など)の軽減が図れるのではないか。

(2)短所

- 1. オプト・インを訴訟係属中に限ると、選定当事者制度や従来から用いられてきた弁護団方式による共同訴訟に比して、格別のメリットが見いだしにくいのではないか。
- 2. オプト・インの時期を訴訟係属中に限ると、訴訟の帰すうがわから

ないので、個々の消費者がオプト・インをためらうことが多くなり、 手続に積極的に関与する必要のないオプト・アウト型に比して、救 済される消費者が少なくなるのではないか。

- 3. オプト・インが必要であるので、個々の請求額が少ないほど利用されてくくなるのではないか。
- 4. オプト・インをしない消費者がいる場合、結果として相手方の下に 利得が残存してしまう可能性も考えられるのではないか。

2.オプト・アウト型について

(1)長所

- 1. オプト・インが不要であるので、手続に積極的に関与しない多数の 消費者に判決効を及ぼすことができ、広く消費者を救済するという 目的に合致するのではないか。
- 2. 個々の消費者の訴訟に関する負担(弁護士費用など)の軽減が図れるのではないか(オプト・イン型に比して多くの消費者に判決効を及ぼすことになり、より多くの消費者が判決で利益を得ることが有り得る。また、それらの消費者に訴訟に関する負担を分担させることができれば、個々の消費者の訴訟に関する負担は軽減され得るのではないか。)
- 3. 多数の消費者の損害などを請求する結果として、事実上違法収益の はく奪の機能をも有することとなり、違法行為の抑止にもつながる のではないか。
- 4. 紛争の一回的解決に資するので、相手方にとっても、社会全体にとっても、紛争解決コストの低減につながるのではないか。

(2)短所

- 1. 個々の消費者からの授権なく、何ゆえに訴訟追行者が訴訟を追行することができるのかの根拠を明らかにする必要があるのではないか。
- 2. オプト・アウトをしない限り、訴訟追行者が敗訴した場合に、自らが関与していない手続によって、個々の消費者が権利を失うことになり、手続保障上問題となるのではないか。したがって、オプト・アウト型が許容される場合の要件や手続が相当に厳格にならざるを得ず、手続を活用できる場面が相当に限定されるのではないか。
- 3. 相手方にとって、個々の消費者が特定されず、その請求額を明示す

- る必要もないということになると、相手方の防御権を害することに なるのではないか。
- 4. ある訴訟追行者との訴訟で相手方が敗訴した場合、個々の消費者との関係で、再度、争うことができないという不利益はどのように考えるべきか問題となるのではないか(判決効は相対効であるのが原則であるので、個別訴訟において、ある消費者と争い敗訴した相手方は、別の消費者との間では同種の請求についても再度争うことは可能である。)。
- 5. 判決において個々の消費者を特定しなくてもよいとすると、分配手続において権利者か否かの判断を行う必要があるが、訴訟手続によらずに行うことが可能かどうか問題となるのではないか。
- 6. 訴訟の当事者及び参加した者に対して、その訴訟の判決効が及ぶことを前提とするこれまでの我が国の訴訟手続とは異なる点が多い。
- 7. オプト・アウトをしない限り判決の効力が及ぶところ、対象となる 個々の消費者を特定することが困難な場合があるのではないか。
- 8. 対象となる個々の消費者が特定されていないことから、相手方にとっても防御の対象が不明確であり、裁判所にとっても損害額の算定が困難な場合が生じるのではないか。そのため、個別争点が問題とならない事案に限られることとなり、手続の対象とできる事案は相当限定されるのではないか。
- 9. オプト・アウト型の場合には、共通争点の支配性や他の手続に対する優越性などの要件を必要とするのが通例であるため、対象となる事案が限られるのではないか。
- 10. オプト・アウト型であっても、因果関係や損害賠償額などの個別争点は個別の審理が必要であり、訴訟の単純化にはならないのではないか。
- 11. オプト・アウトの権利を保障するため、訴訟係属を通知する必要があるが、通知の費用が膨大になり得るため、現実に訴訟を起こすことが困難になるおそれがあるのではないか。
- 12. 訴訟が濫用され、事業者の活動に萎縮効果をもたらすおそれがあるのではないか。
- 13. オプト・アウトをしない限り判決効が及ぶとしても、個々の消費者が現実に名乗り出ない限り、分配することはできないから、個々の請求額が少ないほど被害救済には結びつきにくくなるのではないか。